# 兵庫県ケアラー支援推進方策の 骨子(案)について

# 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案)について①

ヤングケアラーやケアラーの支援にあたっては、<u>①早期発見、悩みの相談支援、②福祉サービスへの円滑なつなぎ、③人材育成、</u> 普及啓発、④市町や関係機関との連携強化を図ることによって、それぞれの様々な課題に対し、総合的な支援を実施していく。

#### ケアラー福祉機関調査(主なもの)

#### ヤングケアラー認識

認識	割合
認識している	15.4%
認識していな い	41.3%
未回答	43.3%

ヤングケアラーであると認識している割合は2割弱である。

#### ケアの内容(複数回答)

「きょうだいのケア」が55.9%、「家の中の家事(食事の用意、後片付け、洗濯、掃除など)」が47.6%、「感情面のケア(その人のそばにいる、元気づける、」が16.5%

#### 必要と思われる支援(複数回答)

「電話や訪問による相談体制の整備」が32.7%、「ヤングケアラーに役立つ情報の提供」が20.1%、「社会的なヤングケアラー支援への理解」18.9%、「経済的な支援」17.7%

#### 第1回検討委員会の意見(主なもの)

- 10代20代の方が、一番支援が必要な年代になるかと思う。このため10代から30代前半ぐらいまでをフォーカスする必要がある。
- 家族が希望されるサービスがあるとそこに視点がいってしま い、生活全体を見ていくことができていない。
- 子どもたちが自由に何かを相談できる、悩みが打ち明けられる窓口があれば、こどもたちも相談しやすい。
- 支援のためには、ネットワークや他機関の力を借りなければ ならないが、福祉の分野を超えた支援も必要となってくる。
- ケアラーについて社会的な認知度の高めることや関係機関 や関係団体の研修を行う必要があるのでないか。

# 推進方策構成(案)

## 早期発見、把握

- ▶ 学校など教育分野におけるケアラーを把握するための取組み
- ▶ 医療や福祉の専門職がケアラーに気づく取組み
- ▶ 地域においてケアラーを把握するための取組み

#### 福祉サービスへの円滑なつなぎ

- ▶ 相談支援体制の充実・相談しやすい環境づくり
- ▶ ケアラーへの生活支援、経済的な支援
- ▶ 地域におけるケアラー支援体制の構築
- > 権利擁護の充実

#### 人材育成、普及啓発

- ▶ 福祉や教育関係者の研修
- ▶ ケアラーを支援する団体の育成
- ▶ ケアラーに対する社会的認知度の向上

#### 県と市町との役割分担

▶ 県と市町との連携・支援

# 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案)について②

## 早期発見、把握

ケアラーやヤングケアラーは、家族の「実態を把握した上で、必要な支援を行うことが重要であり、特にヤングケアラーは、本人や家庭に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいため、教育、福祉、医療、介護の専門職や地域の関係団体等が相互連携しながら、早期発見・把握、悩みの相談支援につなげていくことが必要である。

学校など教育分野におけるケアラーを把握するための 取組み

医療や福祉の専門職がケアラーに気づく取組み

地域においてケアラーを 把握するための取組み

# 推進方策(主なもの)

- スクールソーシャルワーカー相談体制の充実、スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーの設置
- O SNSや電話による悩み相談窓口の設置
- 養護教諭やスクールカウンセラー・キャンパ。スカウンセラー等による相談支援
- こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会とのケース会議における情報共有
- 学校のケース会議等における関係者間の情報共有 等
- 医療、介護、福祉等の関係職員の研修の実施
- 医療、介護、福祉等の関係職員の連携強化によるケアラーの情報共有 等
- 〇 民生委員・児童委員等に対する研修
- 〇 子ども食堂、学習支援等を通じた把握
- 〇 各市町における現状把握の推進 等

# 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案)について③

## 福祉サービスへの円滑なつなぎ

早期発見・把握したケアラーの負担を軽減し、必要な福祉サービスにつなげるため、専門相談窓口の設置など、相談支援窓口の充実や 生活支援、経済的支援さらに地域における支援体制を構築していく。

#### 相談支援体制の充実

ケアラーへの生活支援、 経済的な支援

地域におけるケアラー支 援体制の構築

権利擁護の充実

## 推進方策(主なもの)

- ヤングケアラー・若者ケアラー専門相談窓口の設置
- 重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の整備
- 地域包括支援センターや基幹相談支援センターにおける相談の実施 等
- 〇 生活困窮者自立支援制度の推進
- 子どもの学習事業による学習のサポート
- 〇 子ども食堂の支援
- 〇 ひとり親家庭等自立支援の推進 〇 就労支援機関による就労支援 等
- 民生委員・児童委員の活動支援○ 地域の見守り体制の構築
- 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進
- 支援団体等によるピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援
- 〇 家族介護者への介護技術等の普及
- 介護サービス、障害福祉サービスの基盤強化 認知症地域支援ネットワークの強化 等
- 〇 児童虐待防止に向けた相談体制の強化
- 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携
- 〇 日常生活自立支援事業の運営推進 〇 成年後見制度の利用促進等

# 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案)について④

# 人材養成•普及啓発

多様なケアラーに対する支援を行うためには、福祉、教育関係者等がケアラーの理解を深めるとともに、様々な課題をかかえたケアラーを 適切に支援につなげるための人材養成を進めるとともに、ケアラーの存在を県民に知ってもらうための取組を実施していく。

#### 福祉や教育関係者の研修

ケアラーを支援する団体の 育成

ケアラーに対する社会的認 知度の向上

## 推進方策(主なもの)

- 福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員への研修の実施
- 〇 家族介護者支援に関する研修の実施 等
- 当事者団体が行うケアラー支援活動への支援 等
- 県内団体等への働きかけ、関係団体との連携した啓発の実施
- 人権教材としての啓発ビデオの作成

OSNSを活用した情報発信 等

# 県・市町との役割分担・連携

ケアラーへの支援は県だけでなく、住民に最も身近な市町において取り組んでいくことが重要であることから、市町と連携しながら取組 みを進めていくことが必要である。

# 推進方策(主なもの)

県と市町との連携・支援

- 市町におけるケアラー窓口・担当部署の設置促進 市町における支援体制の構築
- 県関係部局、市町、関係機関、支援団体が参画した連絡会議の開催
- 優良事例の提供、市町の取組み支援 等